設計変更　理由書

神戸市

工　事　名	西神中央駅西側駅前広場再整備工事その２

≪設計変更後の工事概要≫

（土木）

道路土工	１式	排水構造物工	１式
舗装工	１式	縁石工	１式
区画線工	１式	標識工	１式
防護柵工	１式	構造物撤去工	１式
仮設工	１式		

（電気）

1.　照明、配管配線、ハンドホールの一部取止めと仮設配線の追加
2.　分電盤仕様の変更

≪設計変更の理由≫

（土木）

1. 公安委員会と協議を行った結果、駅利用者の多い時間を避けるよう施工時間を制限する指示があったため、時間的制約による労務費単価補正を行い増工となる。

2. 関係機関協議の結果、先行工事（都市局）で設置したロータリーの仮設を継続する必要があったため、仮設資材（仮囲い、タクシー用カメラ等）が増工となる。

3. その他現地精査の結果、数量に増減が生じる。

（電気）

1. 本工事の一部施工において、後続のその３工事と掘削、仮囲い範囲が重複している箇所があり、整備工事全体の効率化のため、一部施工を取止め、その３工事での施工とする。また、必要な箇所については仮設配線を行う。

2. 当初設計ではＬ字架台としていた分電盤について、埋設配管の取り込みが多いため、施工性と外観を考慮し、自立盤に仕様を変更する。

（公表様式第６号）